

京 都 大 学 安 全 衛 生 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(部局の安全衛生管理)</p> <p>第7条 部局の長(本部の事務組織にあっては、総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局における安全衛生管理に関し、総括する。</p> <p>(部局安全衛生推進者)</p> <p>第8条 部局に、当該部局における安全衛生管理に関し部局の長の職務を補佐させるため、<u>安全衛生推進者を置く。</u></p> <p>2 <u>安全衛生推進者は、当該部局の教職員のうちから当該部局の長が指名する。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(事業場衛生委員会)</p> <p>第20条 本学に、事業場における次の各号に掲げる事項を調査審議し、総長に意見を具申するため、安衛法第18条に定めるところにより、事業場ごとに衛生委員会(以下「事業場委員会」という。)を置く。</p> <p>(1) 教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。</p> <p>(2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(3) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項</p> <p>(事業場委員会の構成)</p> <p>第21条 事業場委員会は、当該事業場に所属する次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総括安全衛生管理者</p> <p>(2) 衛生管理者等 若干名</p> <p>(3) 産業医 若干名</p> <p>(4) 部局の<u>安全衛生推進者</u> 若干名</p> <p>(5) 安全衛生に関し知識及び経験を有する者のうちから総長が指名した者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第5号までの委員の数は、各事業場において定める。</p> <p>3 第1項第2号から第5号までの委員は、総長が委嘱する。ただし、その半数は、当該事業場の過半数代表者の推薦を得た者でなければならない。</p> <p>4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(健康診断の種類)</p> <p>第32条 本学は、教職員等の健康を管理するため、次の各号に掲げる健康診断を行う。</p> <p>(1) <u>採用時健康診断</u></p> <p>(2) 一般定期健康診断</p> <p>(3) 特定業務従事者の健康診断</p>	<p>(部局の安全衛生管理)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>(部局安全衛生管理担当者)</p> <p>第8条 部局に、当該部局における安全衛生管理に関し部局の長の職務を補佐させるため、<u>安全衛生管理担当者を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>安全衛生管理担当者は、当該部局の教職員のうちから当該部局の長が指名する。</u></p> <p>(事業場衛生委員会)</p> <p>第20条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(事業場委員会の構成)</p> <p>第21条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 部局の<u>安全衛生管理担当者</u> 若干名</p> <p>(5)</p> <p>2</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4</p> <p>(健康診断の種類)</p> <p>第32条 (同 左)</p> <p>(1) <u>雇入時健康診断</u></p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3)</p>

改 正 前	改 正 後
(4) 海外派遣教職員の健康診断	(4)
(5) 学生の健康診断	(5)
2 前項第1号の健康診断は、教職員（1週間の勤務時間が30時間未満の時間雇用教職員及び雇用予定期間が1年未満の者（保健管理センター所長が別に定める者を除く。）を除く。以下次項において同じ。）として採用されたときに行うものとする。	2
3 第1項第2号の健康診断は、1年以内ごとに1回、教職員に対して定期的に行うものとする。	3
4 第1項第3号の健康診断は、教職員が衛生上有害な業務に従事するとき行うものとする。	4
5 第1項第4号の健康診断は、教職員が海外派遣研修等で、6月以上の海外生活を予定して出張するとき又は6月以上の海外生活を終了して帰国したときに行うものとする。	5
6 第1項第5号の健康診断は、每学年6月30日までに、学生に対して行うものとする。	6
7 第1項に掲げるもののほか、必要に応じて教職員等の全部又は一部に対して健康診断を行う。	7
(後 略)	
	<p data-bbox="1021 604 1165 649">(同 左)</p> <p data-bbox="798 1030 1420 1131">附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p>